

概要版

新座市高齢者福祉計画  
新座市介護保険事業計画

第7期計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

新 座 市

## ● 計画の概要

### ● 計画改定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、高齢者が身近な地域においてインフォーマルサポートを含めて医療・介護・福祉等の様々なサービスを切れ目なく利用でき、在宅で安心して生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進が重要な課題となっています。

この計画では、高齢者の生活全般にかかる課題に対応するための基本的政策目標とその実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的に改定するものです。

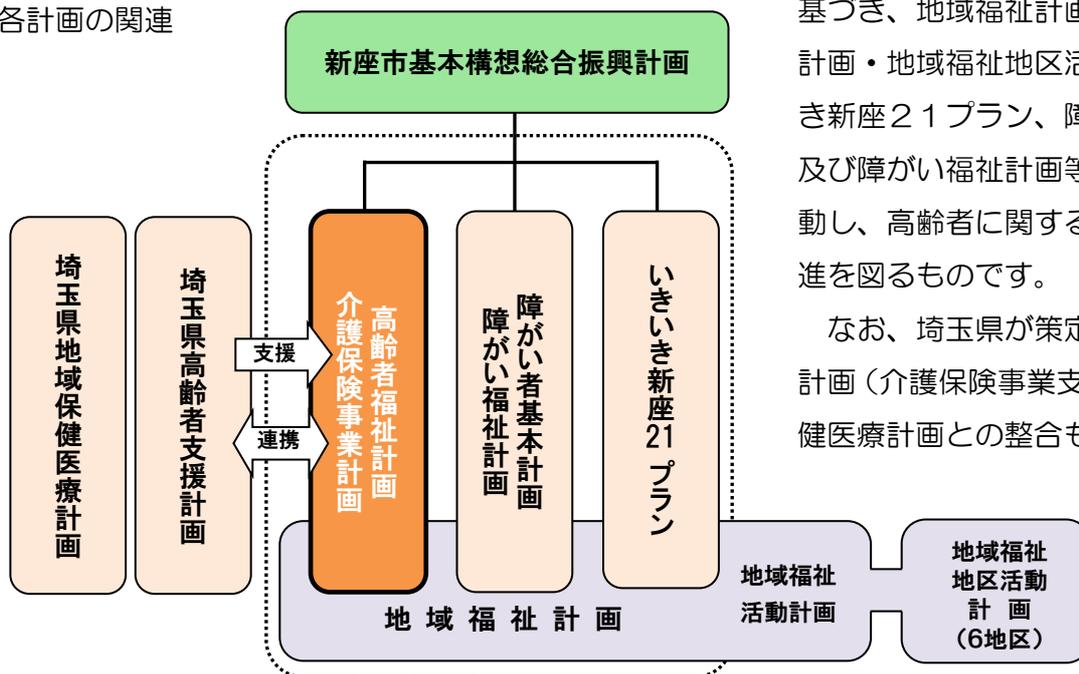
### ● 計画の性格及び位置付け

この計画は、医療・介護・福祉をはじめとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

また、市の基本構想総合振興計画に基づき、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地域福祉地区活動計画、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい福祉計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合も図っています。

各計画の関連



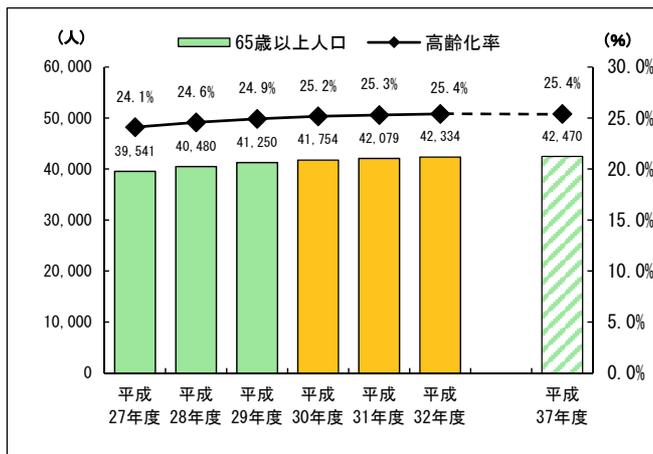
### ● 計画の期間

この計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）を目標年度とする、3年を一期とする計画です。

# 高齢者の現状と将来推計

## 高齢者人口の推移

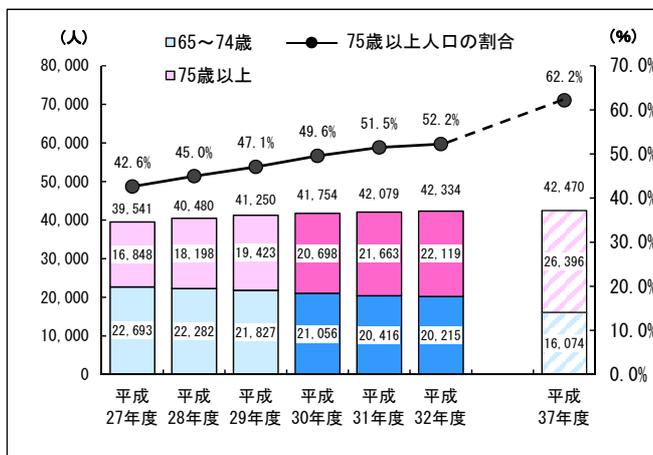
平成 29 年度（平成 30 年 1 月 1 日現在）の 65 歳以上人口は 41,250 人で、高齢化率は 24.9%となっています。今後とも緩やかに増加を続けていき、平成 32 年で 42,334 人、平成 37 年で 42,470 人となることが予想されます。



## 年齢区分別高齢者人口の推移

高齢者を 65～74 歳までの前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者に分けると、平成 29 年度は前期高齢者人口が 21,827 人、後期高齢者人口が 19,423 人となっています。

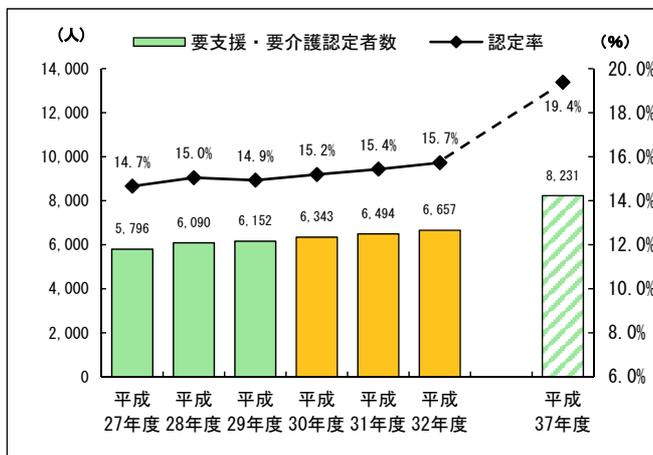
65 歳以上人口に占める後期高齢者人口の割合に着目すると、平成 29 年度は 47.1%であり、平成 30 年度以降も毎年増加することが予想されます。平成 31 年度には、前期高齢者を後期高齢者が上回ることが予想されます。



## 要支援・要介護認定者数の推移

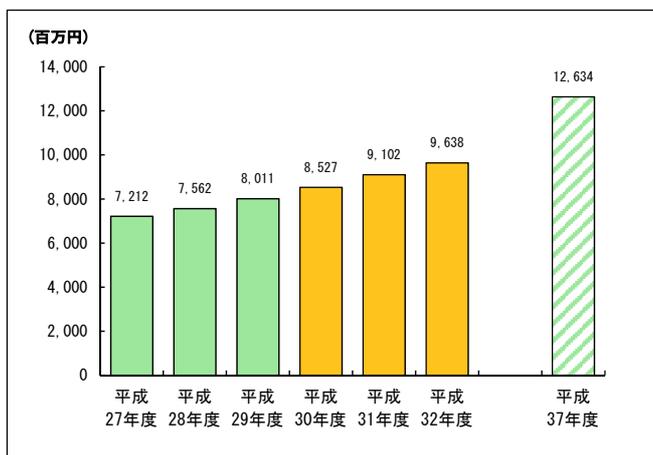
平成 29 年度の要支援・要介護認定者数は 6,152 人となっています。

今後の推計では、後期高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者数及び認定率ともに年々増加していくことが予測されます。



## サービス給付費の推移

サービスの給付費は年々増加しており、平成 29 年度には 80 億円となっています。今後の推計でも、要支援・要介護認定者の増加等によって、年々増加が予想され、平成 32 年度には 96 億円、平成 37 年には 126 億円となることが予想されます。



## ● 平成 37 年度に向けた中・長期的な計画

- 総人口、要支援・要介護認定者数及びサービス給付費について、実績値である平成 28 年度、平成 32 年度及び平成 37 年度の数値を比較すると、平成 28 年度から平成 37 年度までの伸び率で総人口が 1.01 倍であるのに対し、65 歳以上人口は 1.05 倍となり、特に 75 歳以上人口の伸び率が 1.45 倍と大きく増加することが予測されます。
- このような人口構成の変化を受けて、要支援・要介護認定者数も増加し、サービス給付費も平成 28 年度を 1.00 とする指数は平成 37 年度には 1.67 倍になることが予測されます。

区 分	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口 (人)	164,767 1.00	166,661 1.01	167,153 1.01
65 歳以上人口 (人)	40,480 1.00	42,334 1.05	42,470 1.05
うち 65~74 歳	22,282 1.00	20,215 0.91	16,074 0.72
うち 75 歳以上	18,198 1.00	22,119 1.22	26,396 1.45
要支援・要介護認定者数 (人)	6,090 1.00	6,657 1.09	8,231 1.35
うち要支援 1・2	1,813 1.00	1,680 0.93	2,031 1.12
うち要介護 1・2	2,331 1.00	2,902 1.24	3,604 1.55
うち要介護 3~5	1,946 1.00	2,075 1.07	2,596 1.33
サービス給付費 (千円)	7,561,506 1.00	9,638,009 1.28	12,633,862 1.67
居宅サービス	4,087,132 1.00	5,103,209 1.25	6,771,220 1.66
地域密着型サービス	960,710 1.00	1,521,196 1.58	2,068,409 2.15
施設サービス	2,513,664 1.00	3,013,604 1.20	3,794,233 1.51
地域支援事業費 (千円)	184,323 1.00	635,007 3.45	713,778 3.87

※下段は平成 28 年度を 1.00 とする指数

- そのため、平成 37 年度に向けた中・長期的な視点から、市内の各日常生活圏域において地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を計画的に推進していく必要があります。
- また、自立した高齢者から重度の要介護者にいたるまで、それぞれの状態に応じた介護予防施策を強化するとともに、すべての高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことのできる地域づくりの推進が求められています。

## ● 計画の基本理念及び基本目標

### 基本理念

支え合い、つながり合い、すべての高齢者が尊厳をもって  
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現

地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいをもって自分らしい生活が送れる健康長寿のまちを創造するとともに、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

同時に、介護や生活上の支援が必要となっても、個人の尊厳が大切にされ、医療・介護や生活支援などを安心して利用できるサービス体系の更なる充実を目指します。

### 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・推進  
～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

基本理念の実現のためには、住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

なお、第7期計画では、地域包括ケアシステムの基本理念「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」を踏まえ、次の5つの事項を重点的に取り込むことと合わせて、各圏域の実情に応じた取組を進めてまいります。

#### - 重点的取組 -

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 生活支援・介護予防サービス
- 4 地域ケア会議の推進
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保



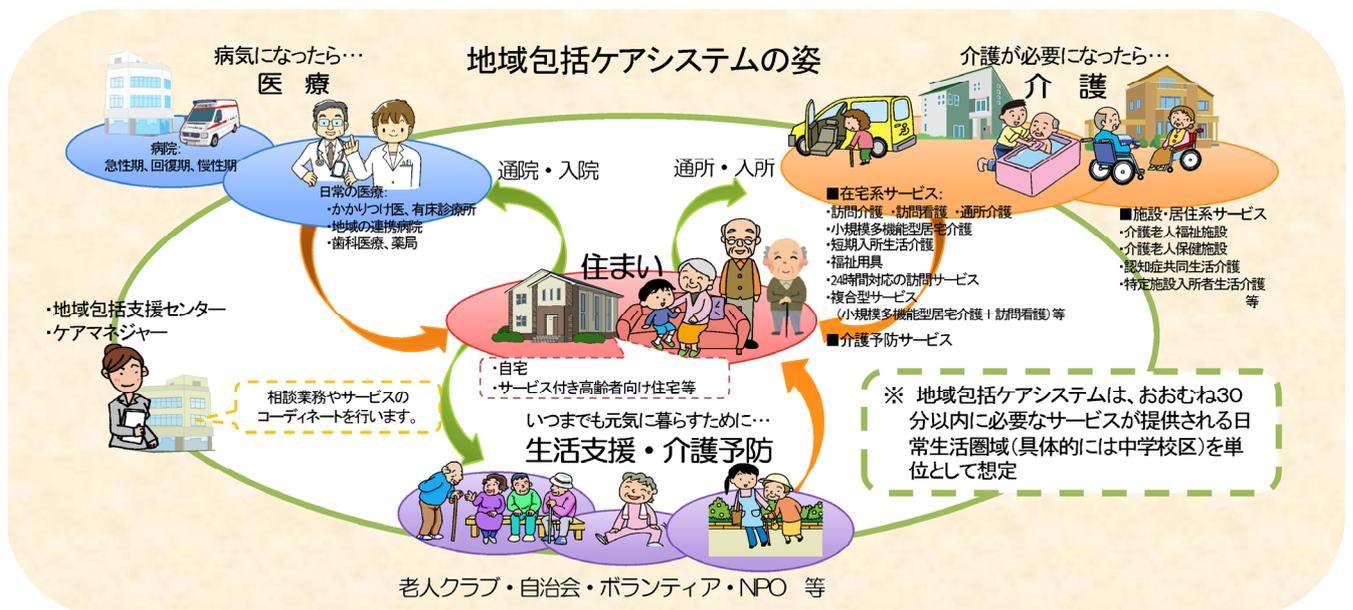
新座市イメージキャラクター  
ゾウキリン

## ● 事業ごとの目標

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護保険サービスや地域支援事業、さらには高齢者一般施策等の様々なサービスの提供体制の更なる充実に取り組みます。

### ● 介護保険サービスの目標

- 誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるように、また、働きながら在宅で介護をしている家族等の就労の継続や負担軽減の必要性を踏まえた居宅サービスや地域密着型サービスの基盤整備を図り、地域における継続的な支援体制の構築を目指します。
- 施設サービスにおいては、地域の身近なサービス拠点としての機能に着目し、地域バランスに配慮した整備を促進します。



### ● 高齢者一般施策及び関連事業の目標

- 本市では、ひとり暮らし高齢者等への緊急連絡システム事業や配食サービス事業、日常生活用具給付等事業などの市単独事業を実施しており、今後も周知の向上を図るとともに、より利用しやすい事業となるよう、必要に応じて見直し・充実を図ります。
- すべての高齢者が健康で、生きがいのある生活を送ることが介護予防・健康長寿の観点からも大切であることから、健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を促進する高齢者向け健康増進事業や生きがいと社会参加を促進するため、生涯学習等の事業担当課と連携し、総合的な施策の展開を図ります。
- 住まいについては、できる限り住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、引き続き、市単独事業による高齢者居宅改善整備費助成事業等を実施します。

## ● 地域支援事業の目標 ●

- 歩いて通える集会所等での通いの場づくりや認知症予防教室等、介護予防事業の充実、推進します。
- 各日常生活圏域において、地域の高齢者の総合相談の中核を担っている高齢者相談センターは、市との連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。
- 医療と介護の連携においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体協力のもと、相談体制を確立に努めます。
- 認知症施策のための事業を推進するとともに、地域全体で認知症高齢者を支える地域づくりに努めてまいります。

### <<主な取組>>

#### ▼ にいざ元気アップ広場、にいざ元気アップトレーニング（一般介護予防事業）

「にいざ元気アップ広場」は、健康体操やレクリエーション等を行い、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止、介護予防に資する普及啓発を図り、地域の健康づくりを推進します。

「にいざ元気アップトレーニング」は、歩いて通える集会所等で住民主体の運営により、体操を週1回以上実施するグループの育成を支援します。

#### ▼ 高齢者相談センターの運営

高齢者相談センターについては、自立支援、介護予防・重度化防止を重視した介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議の推進に努めます。

#### ▼ 認知症施策の推進

早期診断及び早期対応等のために認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員の配置及び認知症カフェ(オレンジカフェ)の拡充、徘徊模擬訓練の各日常生活圏域での実施等の取組を実施します。

#### ▼ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、市が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として取組を実施します。

全圏域に、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置及び運営していきます。

#### ▼ 地域ケア会議の実施

個別ケースを検討するための地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び地域課題の検討をする場としての市が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）を実施します。本計画からは地域相談センターと協働し進めていきます。

#### ▼ 在宅医療・介護連携推進事業

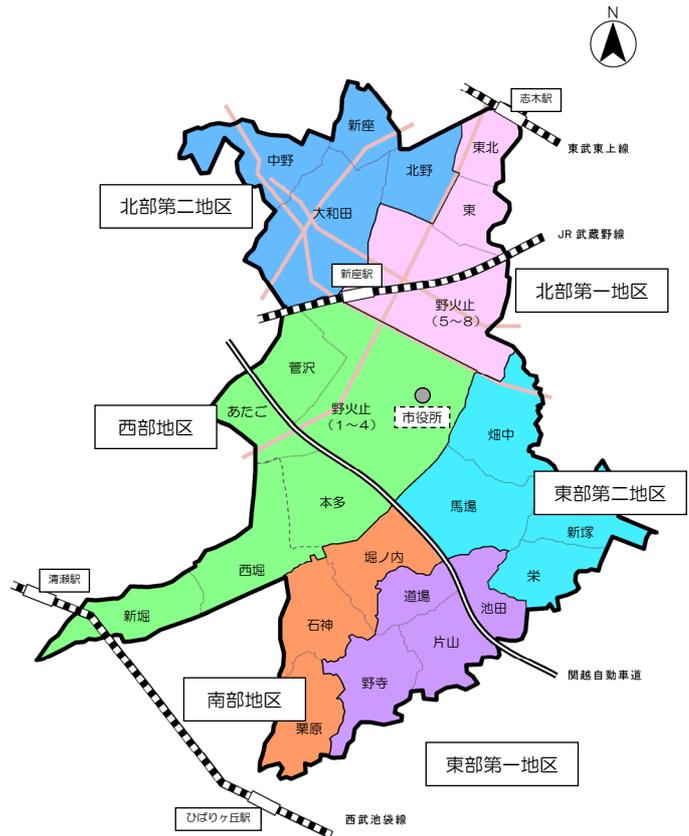
医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の関係団体と協働し、地域医療講演会や多職種連携協議体、新座ケアサロン等の取組を実施します。

## ● 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ、6つの圏域を設定し、圏域ごとに高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置しています。

なお、西部地区には高齢者相談センターを2か所、設置しています。

圏域名	センター名称
東部第一地区	東部第一高齢者相談センター
東部第二地区	東部第二高齢者相談センター
西部地区	西部高齢者相談センター
	西堀・新堀高齢者相談センター
南部地区	南部高齢者相談センター
北部第一地区	北部第一高齢者相談センター
北部第二地区	北部第二高齢者相談センター



### 人口及び高齢化の状況（平成29年1月1日現在）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口（人）	22,584	26,180	31,622	25,136	34,735	24,510	164,767
65歳以上人口（人）	6,068	6,338	8,048	6,490	7,186	6,350	40,480
高齢化率（65歳以上）	26.8%	24.2%	25.4%	25.8%	20.6%	25.9%	24.5%
75歳以上（再掲）（人）	2,719	2,749	3,539	2,916	3,287	2,988	18,198
高齢化率（75歳以上）	12.0%	10.5%	11.1%	11.6%	9.4%	12.1%	11.0%
ひとり暮らし世帯（世帯）	1,070	1,201	1,588	1,465	1,497	1,550	8,371
高齢者世帯（世帯）	1,518	1,538	1,917	1,470	1,629	1,490	9,562

※ ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯は、平成29年6月1日現在

## ● 新たな地域密着型サービス及び施設サービスの整備目標

地域密着型サービス	事業所数（定員）	圏域
認知症対応型通所介護	〈※1〉	南部圏域以外
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1か所（18人）	東部第一
小規模多機能型居宅介護	1か所（29人）	

※1 南部以外の5圏域での整備を目指すため、各圏域で1事業所ずつ、最大5事業所。

施設サービス	年度	床数
介護老人保健施設	平成32年度	129床